

厚生労働統計の整備に関する検討会開催要項

1 目 的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成20年3月13日閣議決定）において、公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策に関し、今後5年間に講ずべき具体的施策が示された。これを受けて、統計情報部所管統計について当該講ずべき具体的施策への対応を検討するに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

2 主な検討事項

検討会は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の「別表 今後5年間に講ずべき具体的施策」のうち、「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分に係る統計情報部所管統計の調査事項、調査方法、集計方法等の改善・充実策等について検討を行う。

3 構 成 員

4 運 営 等

- (1) 検討会は、統計情報部長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、統計情報部企画課において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

5 開催期間

検討会は平成25年度まで、1年に3回程度開催することとする。